

## アビダルマのともしび（承前）

### ——第五章第一節——

#### 桜部 建

△特に戒禁取について△

ところでこの場合、「戒 *sila*」とはアグニ・ホートラ①を行ふことである。プラティジュホーテイ②等の二は内の部分の作法であり、家畜を犠牲に捧げる等は外の部分

「の作法」である。この両方を命のある限り行うのが「戒」である。「アグニホートラの祭儀を行うのは常に老いて死に至るべきなり」と言っている如くである。

「禁 *vratā*」とはアグニ神「を祭る」こと、アグニ神に仕えること、シユクラ神「を祭る」ことである。「水は置かれてあり」などという祭儀である。水はシユクラ神に捧げられるものだからである。「また、」ブリハスパティについてのウパニシヤッドに説かれる牛を供えるべき「祭儀」である。螺旋「を有するシヴァ神の」化現を

乞う「祭儀」である。あるいはまた、牛のような振舞いをする」と *go-vratā* 等が「禁 *vratā*」である。これらによつて淨められ解脱せしめられる、と「彼ら戒禁取見者は」言つたのである。

るならば、それならば「その戒禁取は」見集(=因)所断と云ふことになるか? それは「そうで」ない。そのためは、こ「の見」は、

苦に迷つて道を取る故に、こ「の戒禁取見」はそれ「ら苦と道と」を見る」とによつて断除せらるべきである。

ハリハラ・ヒラニヤガルヴァ等は苦なる「五」取蘊であつて「解脱の」因ではないのだが「それを誤」解する」とによつてそれに迷う「のが戒禁取である」。その故に、そこに迷いがある所のまゝにそ「の苦」において不顛倒に見ることによつて「こ」の見は」断ぜられる。また、「悪道を」正道なりと「誤」解する」とによつて、悪道において迷う「のが戒禁取である」から、正しく自らの道を見る」とによつて、断ぜられる、と成せられ。〔故に〕戒禁取は見1「諦」(見苦・見道)所断である<sup>④</sup>。

註① 火の神アグリの供儀。 A. B. Keith: The Religion and Philosophy of the Veda and Upanishads (HOS 31, 32) p. 308 ff. だれかね。

② juhoti は動詞  $\sqrt{hu}$  (供儀をなす) の現在第三人人称単数形であるが、そのまま名詞として、ある種の供儀の儀式を意味し、それは別種の供儀の儀式 yajati (同上) 動詞  $\sqrt{yaj}$  から作られた名詞) と区別せらる。 prati juhoti は juhoti に対する suplementary な儀式を意味する。

<sup>③</sup> 「内」と「外」というのは何を意味するか未詳。家の内外の意で、屋内に保たれている *garhapatyagni* の前での儀式とそれを戸外に移してから犠牲を供する儀式とを指すか。

<sup>④</sup> アグニホートラには *niyata* と *kanya* の二種があるが、今は前者について述べよう。

<sup>⑤</sup> ハリはヴィシヌの名。時にアーベル・シヴァ・ヤマなどの名とされ、ハラはシヴァの、時にアグリの、名とされる。ハリハラと統じて、ヴィシヌとシヴァの一体となった神格をあらわす。

<sup>⑥</sup> ブラフマン(黄金の卵から生れたという)の呼称の一。

<sup>⑦</sup> 原文……prahivaye / iti siddham / dvi……と読む。

### △身見・辺見が見苦所断なるハレ

[272] 有身見の断は法のすべてを見る」とによつてである。そしてそ「の法を見る」とは苦「諦」を現観する時にあるのであるから、その故に、そ「の苦諦」を見ゆる」とよつてか「の煩惱」は断ぜらるべ哉である。

ハレにひいて、實に、諸法において、諸法は無常であり苦であり空であり無我であるといふ。法のすべてについての覺知が生じてあるまゝしくその時有身見の断がある。辺執見はそ「の有身見」より生ぜしめられたものである。か「の有身見」が壞する」とによつて「の辺執見」も滅する。そして、こ「の無常等の中のどれ一つの相

をもつものとして法を見る」と。ただ苦「諦」の現観のみから生ずるのであるから、」の「見はまさに見苦所断である、と成ぜられる。

註① 有身見を意味しているのに男性の代名詞となつて「」のは「有

身見る煩惱 kleśa」と解してか、複合詞の前半 satkaya を受け

てか、であろう。

② 原文 tatrōpāttasyā (p. 234, 1. 7) も tadropāttasyā と読む。

#### △四顛倒△

また、無常なるを常と「見る」ようなこれら四顛倒なるものは何を体とするか？ それに関して説く。

[273] 二は見取より、一は有身見より「生ずる」。しかし他の顛倒（常顛倒）は辯執〔見〕の一半であると分別される。

その中、しばらく、見取より染と淨との二顛倒が分別される。有身見より我見なる顛倒が「分別される」。辯執見の一半（常見）より常顛倒が分別される。有身見の一半（なる我見）より「常顛倒に」至るのではないか？ そうではない。「我見と常見とは」別な見なる故に。「また」断見は常見と別な見である。「だから辯執見の一半」といったのである。」

しかし、我在りとなす論者は、「ブルシャ」や「自在

者」や「能作者」や「力あるもの Vasin」「などの存在」を考え、「これはわがものである」と解する。」の故に「の我所見」はすなわち我見である。そして、もし「わがもの」という「の見」が「我見でなくて我所見という」別な見であるとすれば、「われによって」「わがために」という如き等も「由我見・為我見」というようない別な見である、といふことになるであろう。この故に、これらは「みな」我執 ahampakara の同義語であると見るべきである。

およそ煩惱は顛倒した「心」より生ずるものであるからすべて顛倒ではないか？ 何故に四〔顛倒〕と「のみ」というのであるか？ 」の」とは過失ではない。何故ならば、

[274] 推慮することと「無いものを有りと」増益して考えることと顛倒「心より」生ずるとの故に、これら〔四〕においてのみ顛倒と説く。心と想とは見の力による。

顛倒せる「心」によつて、推慮することによつて、増益することによつて、およびただ顛倒ばかりなるによつて、である。けだしこれは「四顛倒以外の」他の諸煩惱に共通するところではないからである。邪見と断見とは

推慮するし、ただ顛倒ばかりであるとしても、増益されたものではない。「これら」見は有る」ものを無しとするより起るものだからである。戒禁取はただ顛倒しているばかりではない。欲〔界〕より離貪すること等があり得るからである。その他の諸煩惱は推慮することがない。故に「顛倒は」四のみである。

経中に、「無常において常なりというのは想の顛倒、心の顛倒、見の顛倒である。同様に、乃至無我において〔我ありといふ……〕」と、いうように十二〔顛倒〕がある」とが説かれてゐるのではないか? これは過失ではない。なぜならば、想と心とは推慮するはたらきがない。故に、見を自性する四のみにおいて顛倒を説く。心と想とは〔その〕見の力に随つてそれ(顛倒)を説くのである。すなわち、想は世間の所作や言説的活動の中にあって、見の力によって、顛倒したものを所縁の相をもつて受けとる。そして心はそれの力に随つて起るものであるから、これらの二つのみが「先の經典中に」挙げられるのである、「さて、受や思などは挙げられない。その故は」世間においても、「想の顛倒した〔人〕」とか「心の顛倒した〔人〕」とか言つけれども、「受の顛倒した〔人〕」「思の顛倒した〔人〕」とは「言わ」ない「からであら」。

註① いうまぢゅなく常 nitya 楽 sukha 我 ātman 净 stuci の四顛倒である。

註② 俱含論では、有身見中の一分なる我見より我顛倒ありとする。順正理論は卷四七(大正二九・六〇七b-c)それを「一師の宗」であるとし、「毘婆沙決定義」によれば、身見と見取との全、辯見の中の常を計する分、の合わせて「見半が顛倒の体である」という。すなわちこの論の説に同じである。この論の次トに述べる

ように、身見の中で我見と我所見とを殊別せず、我見すなわち我所見として立場をとるからである。

註③ 原文(p. 235, 1. 10)にしたがえれば、こう読まるを得ないが、これでは上の本頃とも次下の記述とも符合しない。」の文章の第四句は第一句を説明する句でなければならぬ。viparitato / nimiruktasamātropacca / viparitato ekantaviparyāśādhyarthah / す。Jでもあれば明晰である。

註④ いわゆる有漏の六行觀を意味する。

註⑤ 大集法門經や AN, ii, 52 などが参考すべき經として挙げられて いる。

註⑥ 原文 yāvadātmāni (p. 236, 1. 2) か yāvadānātmāni と読む。

### △慢

また、見隨眠と同じく慢隨眠にも何か種類の別があるか? ある、とて言つた。」のように「ある」か、といえば、「次の如く」示されぬ。

[275] 七慢類がある。三によって三種の九慢類がある。「すなわち」甚だしく心の高上りすること等「の」三(過慢・慢・卑慢)によつて、「等・勝・劣の」

三種なる、自ら誇ること等と有りとすることと無しとすることである。<sup>①</sup>

この偈にはこのように略説と広説と解釈と分類<sup>②</sup>とが示されている。その中、しばらく、(……)無能力によつて混乱させられた心がある事物によつて高上りするとき「それが」慢である。「慢は」分類される時は七種となる。すなわち、慢・過慢・慢過慢・われ有りという慢(我慢)・増上慢・卑慢・邪慢である。それらについての種種な議論は品類「足論」<sup>④</sup>における如くである。

また発智「論」には九慢類が説かれているではないか。すなわち、(1)われは勝つているという慢の類、(2)われは等しいというかの見に依る慢の類、(3)われは等しいものより劣つているという慢の類、(4)彼はわれより勝つている、(5)彼はわれと等しい、(6)彼はわれより劣つている、(7)彼はわれより勝つていない、(8)彼はわれと等しくない、(6)彼はわれより劣つっていない、という「慢の類」である。

その中、(1)「われは勝つている」というのは有身見に依るもので過慢の類である。(2)「われは等しい」というのは同じその「有身」見に依るもので、慢の類である。(3)「われは劣つている」というのは同じその「有身」見に依るもので、卑慢の類である。(4)「彼はわれより勝つ

ている」というのは卑慢の類である。(5)「彼はわれと等しい」というのは慢の類である。(6)「彼はわれより劣つている」というのは過慢の類である。「彼はわれより勝つていい」というのは慢の類である。(8)「彼はわれと等しくない」というのは過慢の類である。(9)「彼はわれより劣つていい」というのは卑慢の類である。以上のようにより劣つていい」というのは卑慢の類である。以上のように、これら九慢類は過・過慢<sup>⑨</sup>・卑慢の三慢に配当される。

これら七慢はすべて見・修所断に通ずる。長老クシェーマカ経に「次のように」説くからである。「これら五取蘊において『われは在り』という慢は私によつて断ぜられて、<sup>⑩</sup>ある」と。

それでは、聖者の上にも修所断「の慢」の未断なるものはすべて現行するか? しない<sup>⑪</sup>、とて言った。あるものは断ぜられてあっても現行する。たとえば「すでに欲貪を離れた聖者の」信等の五根と睡眠と苦根とおよび眼等の八との如し、しかし未断であつても全く現行しないものもある。たとえば、

[276] 殺「生」等の纏と不淨なる惡作と、諸「慢」類とおよび非有愛とは聖者にとつて生じない、因が無いから。

実にもしある煩惱縛があつてそれによつて、故思を起して、殺生・不与取・欲邪行・虚誑語を得るであろうよう、その殺「生」等の「縛」は未断であつても現行しない。修所断であるからである。不善の悪作(悔)も現行しない。九慢類も現行しない。非有愛もまた、修所断ではあつても、現行しない。「および」の語によつて有愛のある一部が「示される。すなわち」「實にわれはアーラーヴア竜王なるべし、實にわれはヴァーアイマチトラ等の阿修羅の王なるべし、實にわれは北クル「州」において生を得べし」という如き等である。

それでは何故にこれらは實に未断であるのに聖者の上

に現行しないのであるか? 「聖者によつて」空性がよく修せられているからである。また、「聖者には」業と果との結びつきの理が知られているからである。また「これら諸煩惱は」見によつて養われる「のに聖者には見はすでに断ぜられてゐる」からである。

〔すなわち〕その中、慢類と我慢とは有身見によつて養われる。殺「生」等の縛は邪見によつて養われる。非有愛は断見によつて養われる。有愛の一部は常見によつて養われる。〔といひだ〕聖者らには、それらを養う〔有身見などの〕煩惱が存しないから、〔慢〕類等が相

続の中におこして起る」とはあり得ない。また不善なる悪作が、未だ離貪していない聖者にとつて、未断であつても、そ「の悪作」は彼「の聖者」には生起しない。「悪作」は疑によつて生じていむもの「なのに聖者には疑が無い」からである。

註① 「自ら誇る等」とは(1)「慢類を」「有りとする」とと(4)

一(6)「慢類を、『無』とす」とと(7)「慢類を指す。

② 略説とは「七慢類がある」「廣説とは「九慢類がある」解釈とは「甚だしく心の高りすぎる」と等によつて」分類とは「三種なる」云々の句を指すものと思われる。

③ 原文 karmasvākatasāmarthyam…… (p. 236, l. 13). しづく

く疑問のままに残す。

④ 品類足論卷一(大正14・六九三a b)

⑤ 発智論卷1(大正14・101-102)

⑥ taddṛśasannīśita(原文 p. 237, l. 2)の句は漢訳発智論に見

えなさい。必要とお思われな。何かの錯入かも知れない。

⑦ 原文 māna (p. 237, l. 8) や hina と読む。

⑧ 原文 mānatmāna (p. 237, l. 8) や atimāna と読む。

⑨ 原文 abhinana (p. 237, l. 11) や atimāna と読む。

⑩ 雜阿五・1(大正14・110a) や S. 22, 89 を参照。順正理論

卷四七(顯宗論卷二五)には經よりの引用文を「我色等中不隨執

我、然るに如是五取縛中有我慢愛隨眠未斷」と出す。原文中の引用文(p. 237, ll. 13-14)には脱落があるようだ。

⑪ 原文の脚註に挙げるよるに、俱舍論(順正理論・顯宗論)によれば「五取縛中有我慢愛隨眠未斷」 nāvāsyam である。やがてある方がよい。

⑫ 順正理論卷四七(顯宗論卷二五)には「已離欲信苦眼等」

という。

(13) 「我慢 *asmināna*」が挙げられていないが、当然ここに含まれねばならない。

(14) 順正理論卷四七（顕宗論卷一五）では、もう一つ、「[實にわれわれは]無想大「に生ずべし」という句がある。

(15) 順正理論卷四七（顕宗論卷一五）では「又此見疑親所増故見疑已斷故不行」という。

か?

[278] 疑と五見とそれと相応する無明との七の「見」苦「所断」と、それらの中の四の「見」因（ $\parallel$ 集）「所断」と、が遍行である。

七見と二疑と、それらと相応すると不共との二種の無明と、の十一の隨眠は、それぞれの界において自界地に遍行であると知るべきである。すべての自界地を所縁とするからである。またこれらは總じて三十三遍行となる。<sup>(3)</sup> さらにこれら遍行は

さてまた、遍行隨眠なる煩惱のあつまりは何によつて立てられるか？ それが「論じ」始められる。

[277] 苦によりまた集によつてのみ遍行「の隨眠」が立てられる。

實に見苦「所断および見」集所断の隨眠が遍行である。

その所以は、

それ「ら苦・集諦」を見ることによつて断ぜらるる。

べきすべての種類「の煩惱」は二部に住するからである。

苦・集とよばれる二部において、それ「ら」を見ることによつて断ぜらるべき、次下に説くような諸煩惱は、

両方において、得られ住しているからである。

それではすべての「見」苦集所断が遍行なる所断ではないのか？ そうではない、とて言つた。それではどう

[279] 実としては十一であるが、名としてはそれらは七であると考えられる、三無明および二疑の名は一であるから。

また何故に貪・瞋・慢は遍行でないか？ それが説かれる。

しかし貪と瞋と慢とは別々にはたくものである。

實にこれら自相惑は一一の煩惱を、および全体「の煩惱」を、所縁として生ずる。この故に遍行ではない。しかし疑等は

[280] 他の類にはたくものであるから、一時にすべての体に行くのである。他の界を所縁とするものであるから、先に述べた「十一」のみが遍行である。

これらについて、また、

[281] これらの中、二見を除いたはじめの九は上界「を縁する」ものである。

有身「見」と辯執見とを除いて他の九は「自界と」異つた界（上界）に遍行する。それなり、随眠のみが遍行であるか？ そうではない、とて言つた。それではどうか？

これらの中、得を除いて他の俱起の諸法は遍行である。

遍行の隨眠と俱起する受等の「心所」法や生等「の心不相應行法」なるものもまたそれ「らの遍行の隨眠と同」一の果を有するものであるから、遍行である。

註① 原文 kleśanikāyā (p. 239, 1, 9) が kleśanikāyat となるべきかも知れない。そうすれば「遍行隨眠ば」となる煩惱の部類によつて」となる。

② 原文 hevāh (p. 239, 1, 16) が kleśāh と改めるべきかと思う。

それならば「遍行なる煩惱」となる。  
③ 三界のおのに十一遍行がある。  
④ 理解し難い。実は「無明・一疑・一邪見・一見取が名としては七となる、と」ことであると思われる。

### △有漏縁・無漏縁

あた、これら九十八隨眠の中、いくばくが有漏を所縁

とし、いくばくが無漏を所縁とするか？ それが「説き」始められる。

[282] 見滅・道所斷の疑と邪見と、それら二と相應する無明と不共「の無明」との、これら六は無垢を見る（無漏を所縁とする）。

見滅「所斷および見」道所斷の邪見と疑とそれらと相應する無明および不共の無明とのこれら六隨眠はそれぞれの界において無漏を縁する。余は有漏を縁する。

また、これら無垢（無漏）を縁する「隨眠」はそれぞれいくばくの滅を縁するか？ また、いくばくの地に属する対治「道」を「縁」ずるか？ それが説かれる。

[283] 減「諦を縁するものの所縁」はただ自地の「滅」であり、道に住する「ものの所縁」は九地に属する「道」である。互いに他「地の道」がそ「の地の道」によって見らるべき境（所縁）となる。「同類」因であるから、また、「同類」因となるからである。

滅を所縁とする邪見等の所縁は自地の滅のみである。

欲界繫「の隨眠」の「所縁」は欲界繫の滅であり、同様に、乃至、有頂地「の隨眠」の「所縁」は同じ有頂地（の滅である）。しかし、道を所縁とする欲界繫の「の隨

「眼」の所縁は道におけるすべての自地の諸煩惱である。<sup>(②)</sup> それは色・無色「界繫の煩惱」の対治「道」なるものである。色・無色界繫の八地（四禪四無色）に属する邪見等の所縁も、九地（未至・中間・四根本・下三無色）に属する類智品なる道である。

しかばば何故に邪見等<sup>(③)</sup>によつて限られた滅のみが縁ぜられるのに、道は「そうで」なく「他の地にも通ずる」のか？ それが「本頃に」に説かれる、「因であるから、また、因となるからである」と。けだし、道は相互に「他の地に属する道の同類」因となる。しかし滅は「そうで」ない、という違いがあるのである。

また、何故に食・瞋・慢と、および、見「取」と戒禁取との二と、は無漏を所縁とすると許されないのである。それについて「次のことが」示される。

**[284]** 貪は「無漏縁で」ない、能力を因とするものでないから。瞋は「無漏縁で」ない、「無漏法」は怨害する事がないから。慢は「無漏縁で」ない、「無漏縁は」きわめて静かであるから、後の諸見は「無漏縁で」ない、「非淨を淨とし非勝を勝とするのがこれらを見であるが、無漏なる滅・道は」実に「淨であり勝で」あるから、

その中、しかもく、貪がもし無漏を縁ずるとすれば、「その貪は」涅槃「を求める」意欲によつて起されたものであるから、善を欲する「心」の如く、瑜伽行者らにとって捨離すべからずではない」とになるであろう。また、瞋は「おのれに」怨害をなす事物に対しても生ずるのであるが、解脱は「怨害などの」すべての苦が止滅する」とによつてもたらされるものである。「だから瞋は無漏なる解脱を縁じない」慢もまた寂靜でないから、「心の」高あがりを相とする。しかし無垢の諸法はそ「心の高あがり」を断するものである。そして二「取（見取・戒禁取）」はもし無漏を縁ずるならば正見であるといふことになるであろう。この故に、先に説かれた「六」隨眠のみが無垢を対境（所縁）とする。

註① kevala カリードラは āvenika の意味である。

② 原文に従う限り、こう読むが得ないが、原文に乱れがあると思われる。玄奘訳三論はずれも「唯縁六地法智品道」としてその代りに *sadbhūmiko dharmajnānapakṣyo* を挿入すればよいであろう（それによってその次に続く *mārga* は主格に読み得る）。しかし本頃を思ふところの論では、俱舍・正理・顯宗論などと異って、欲界の三種の隨眠の所縁も六地に限られるのでなく九地に亘ると説くのがのもうやであるから、それを表現するトすれば、

sarva eva svabhūmikā klesāḥ の代りに、sarvesām svabhū-  
mikānām kleśānām pratipakṣo とすべきかと思ふ。そひやれど  
「アヤシムの自地の煩惱の対治なる道である」となる。  
④ 原文 mithyādīsiyā (p. 242, 1, 6) や mithyādīsiyādīyā と読  
む。

- ④ 原文 mārgena (p. 242, 1, 7) や mārgah と読み。  
⑤ 「潤滑を求める力を因るやうの力ならから」の意か。不審。  
⑥ この場合、見取と戒禁取との二であるが、複数形で言っている  
のは、見取が見滅所断・見遣所断の一部に亘っているので、都會  
三と數えたのである。

#### △所縁隨増・相應隨増△

また、これら九十八隨眠の中、いくばくが所縁によつて隨増し、  
いくばくが相應によつて隨増するか?

[285] 自界においてはたらく遍行の隨眠は「五部の」す  
べてを「縁じて、所縁よつて」隨増する。しかし、  
非遍行は自地を、自部を「縁じて」所縁によつて「隨増する」。

実に遍行「の隨眠」は二種である。自界地「において  
はたらく」遍行と、界地を異にする遍行とである。非遍行「の隨眠」もまた二種である。有漏縁と無漏縁とであ  
る。その中、自界地の遍行の隨眠なるものはあまねく自  
界地の五類を「縁じて」所縁によつて隨増する。非遍行  
の有漏縁「の隨眠」なるものは自地において「ただ」自

部を「縁じて」所縁によつて隨増する。<sup>(2)</sup> 見苦所断「の隨  
眠」は同じ見苦所断の部を、乃至、修所断「の隨眠」は  
同じ修所断を「縁じて所縁によつて隨増する」。

そして、所縁によつて、

[286] [自らの有となさぬ故に、相違するが故に、上地と  
道とを対境とする「隨眠」は「隨増し」ない。

〔本頌の末尾は〕「所縁によつて隨増し「ない」」と統  
くのである。何故であるか? 他の地(上地)に属する

〔法〕と無漏の事物とは、「有身見と渴愛とがそれを撰し  
て」自らの有となさぬ故に、また、「それらは能縁の煩  
惱と」相違する故に、「それらを縁ずる九上縁惑と六無  
漏縁惑とは所縁によつて隨増することがない」。けだし、  
我見(有身見)と渴愛とによつて自らの有とせられた事物  
に対してもみ隨眠は隨増することができるからである。  
しかし、無漏の事物と上地に属する〔法〕とに対しては、  
有身見と渴愛とが生起することは決して無いから、こ  
れらにおいて「隨眠は」隨増しない。

未断の「の隨眠」は、しかし、自〔地〕の相應  
〔法〕において、相應によつて「隨増する」。  
「隨増する」という語が「本頌に」続く。ある隨眠が  
ある法と相應するとき、か「の隨眠」はその相應〔法〕

において、相応によつて随増する。未断である場合だけ「そうなの」であるから、「本頌の中の」「しかし」の語が「それを」殊別する。

その故にまた次のことが成り立つ。「すなわち、」無漏を縁ずる「隨眠」と異なる界地を縁ずる「隨眠」とはただ相応によつてのみ隨増する。有漏を縁ずる「隨眠」は自地において所縁によつておよび相忾によつて「隨増する」と。

註① svām bhūmim は註釈の中では svabhūmāu と於格になつて

いふ。こゝもその意に解すべきである。

②… ③ 順正理論四九(大正二九・六一六〇)、顯宗論二六に相当文が見える。「遍行隨眠差別有」。謂於自界地他界地遍行。不遍隨眠差別亦一。謂有漏無漏緣。且遍行中自界地者著於五部自

界地法所縁隨增。不遍行中有漏緣者唯於自部自界地法所縁隨增」

④ 原文 ye vatsavatragāt̄ を ye tv-asavaratragāt̄ と読む。

⑤… ⑥ 玄奘訳三論のそれにも見えないが、チベット訳および真諦訳の俱讐論には相當する文が見られる。

\* anuserate を前稿に「次第に増大する」と訳した(大谷学報前号一四頁上段註①)。まさしくその意味であるが、今は玄奘の訳語を踏襲する。

まだ、次に、

[288] これらは、自らにとつて好ましい「あるいは好ましくない」等の相をもつて、極微や刹那においてすら、隨増するから、その故に隨眠である、と考えられる。

その中、しばらく、(1)貪は「自らにとつて」好ましいという相をもつて「隨増する」。糖や乳を食する如し。逆に、瞋は、好ましくないという相をもつて「隨増する」。酸い雜穀の粥を食する如し、というように「癢以下も」同様である。(2)微細な一極微・「一」刹那においてすらも隨増するから隨眠である。「これは」語義解釈の方規 nirukta-nyaya によって「説くのである」。(3)あるいは先に得 prāpti を捨てて、後に現行として隨増するから隨

既に明らかにされているが、本頌として説かれたのではなかつたから、今やそれが本頌中に在ることが示されるのである。

[287] 「嬰兒に伴う」乳母や衣「に付着した」垢のような仕方で、鳥「に追随する」魚のような具合に、

これら「諸煩惱」は「相続に」随つて次第に増大する<sup>(3)</sup>「隨増する」から、その故に、隨眠であると示される。

### △隨眠の語義△

何によつてまたこれらは隨眠といわれるか? それが「次に」説かれる。このことは先に傍論として派生し、

△<sup>(1)</sup> 本頌の中の「しかし」のことは先に傍論として派生し、

眼である。余は先に既に説明されていふ。

「アビダルマのともしび」に対する〔注釈〕「広釈の光」の第五章第一節。

註① 大谷学報、前号一四頁下段を見よ。

註② 特に、前号一五頁上段註⑤に挙げる婆沙論の文を見よ。

註③ anuśerate.

註④ khanda-ksira. khanda は喬陀・釋荼などと写す。固形になつた砂糖か。大日經疏卷七(大正三九・六五八c)によると「色甚

鮮白、触之便碎」という。ksira は濃くした牛乳。五味の第一。

註⑤ kanjika-kodravaudana. kodrava は俱陀婆と写す。稗のよひな雜穀。

註⑥ この句は前の文章について解すべきである。順正理論卷五二二(大正二九・六四一c)に「於一刹那極微、有隨增故、名微細」と云う。